

愛知図書館協会会則

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、愛知図書館協会という。
(事務局)

第2条 この会の事務局を名古屋市中区三の丸一丁目9番3号愛知芸術文化センター愛知県図書館内に置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(目的)

第3条 この会は、図書館事業の進歩発展を図り、もって教育と文化の振興に寄与することを目的とする。

第2章 事 業

(事業)

第4条 この会の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 図書館の管理、運用、技術に関する調査研究

(2) 機関紙、図書館に関する資料の刊行

(3) 読書運動の研究と推進

(4) 実務研修会、研究会、研究集会、講習会等の開催

(5) 学校図書館研究会その他図書館関係団体との連絡提携

(6) その他この会の目的を達成するために必要な事業

第3章 会 員

(会 員)

第5条 この会の会員は、次の3種とする。

(1) 施設会員 公共図書館、大学図書館、専門図書館、公民館図書部などの施設

(2) 個人会員 この会の趣旨に賛同する個人

(3) 賛助会員 この会の事業を賛助する個人又は団体

(入退会の手続)

第6条 この会に入会しようとするものは、所定の申込書を会長に提出し、退会しようとする場合は書面をもって会長に届け出るものとする。

第4章 役 員

(役員)

第7条 この会に会長1名、副会長1名、理事若干名及び監事2名を置く。

(役員を選出)

第8条 役員を選出は、次の方法による。

(1) 会 長 総会において理事の中から選出する。

(2) 副会長 総会において理事の中から選出する。

(3) 理事・監事 総会において選出する。

(役員の仕事)

第9条 会長はこの会を統裁する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはこれに代わる。

3 理事は理事会を組織し、重要な会務を審議する。

4 監事は会計を監査する。

(役員の仕事)

第10条 役員の仕事は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

役員は任期満了後も、後任者の決定するまでは、その職務を行う。

補充役員の仕事は前任者の残任期間とする。

(職員)

第11条 削除

第12条 削除

第5章 会 議

(会議)

第13条 この会に総会及び理事会を置く。

(総会)

第14条 総会は、施設会員及び個人会員で構成する。ただし、賛助会員にあっては、出席して議長の許可を受けて意見を述べることができるが議決には加わることはできない。

(1) この会は毎年1回定期総会を開く。

(2) 必要に応じて臨時総会を開くことができる。

(3) 総会は、構成員の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(4) 総会は、次の事項を審議、決定する。

イ 事業計画及び予算の議決並びに事業報告及び決算の承認

ロ 役員を選出

(5) 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

第15条 削除

(理事会)

第16条 理事会は必要あるごとに開く。

2 理事会は理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

3 理事会は、次の事項を審議する。

- (1) この会の運営等の基本に関すること
- (2) 会務執行上の諸事項
- (3) 総会に付議しなければならない事項
- (4) 緊急を要する事項
- (5) その他総会の決議によって委任された事項

4 理事会の議事は、出席した理事の過半数の同意をもって決する。

第6章 会計

(経費)

第17条 この会の経費は、会費、助成金、寄付金及びその他をもって充てる。

2 会費は、次の施設区分等に応じ、それぞれ示された額とする。

(1) 施設会員

イ 公共図書館	県立	年額	65,000円
	市立	年額	8,500円
	町村立	年額	3,500円

ロ 専門図書館 年額 6,500円

ハ 大学図書館 年額 5,500円

ニ その他 年額 3,500円

(2) 個人会員 年額 1,200円

(3) 賛助会員 年額 1,000円以上

3 会員が当該年度を経過し、さらに2か月を過ぎても会費を納入しないときは、会員としての資格を失うものとする。

(会計年度)

第18条 この会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(会費の納入)

第19条 会費は、毎会計年度の初めに納めなければならない。

第7章 会則の変更

(会則の変更)

第20条 この会の会則変更は総会において、出席者の3分の2以上の同意がなくてはならない。

第8章 補則

(細則)

第21条 この会の運営に必要な細則は別にこ

れを定める。

付則

1 この会則は昭和39年度定期総会において承認された日から施行する。

2 この会則第17条は、公布の日から施行し、昭和47年5月23日から適用する。

3 この会則第17条は、昭和50年4月1日から施行する。

4 この会則第17条は、昭和57年4月1日から施行する。

5 この会則第17条は、平成5年5月25日から施行し、平成5年度から適用する。

附則

1 この改正は、昭和60年5月24日から施行する。

2 この改正は、平成3年5月24日から施行する。

3 この改正は、平成14年6月21日から施行する。

4 この改正は、平成23年5月13日から施行する。

細則

(この細則の目的)

第1条 この細則は、愛知図書館協会会則(昭和39年6月19日改正)第21条に基づき、会の運営に必要な事項を定めることを目的とする。

(理事の数)

第2条 この会の理事の数は15名とする。

(理事選出の基準)

第3条 理事の選出は次の基準によるものとする。

(1) 公共図書館 9名

(2) 大学図書館 2名

(3) 専門図書館・その他 1名

(4) 個人会員 3名

(会議)

第4条 新型インフルエンザ等対策特別措置法に規定する感染症の拡大防止等のため、会長が総会又は理事会の開催が困難と判断する場合には、会長が会議の目的である事項について提案し、当該提案につき議決に加わることのできる者の過半数が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当

該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。

附 則

- 1 この改正は、平成14年6月21日から施行する。
- 2 この改正は、平成18年5月18日から施行する。
- 3 この改正は、平成23年5月13日から施行する。
- 4 この改正は、令和2年3月24日から施行する。